

奈良県地域防災計画の修正 県の施策を踏まえた修正

資料6-4

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興					項目名
			資料 頁数	編	章	節	節名	
1 奈良県地域防災活動推進条例による施策の推進	<p>第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係</p> <p>1 目的 この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成26年4月1日より施行している。</p> <p>2 防災の日及び防災週間 県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設ける。</p> <p>(1)奈良県地震防災の日 7月9日 (2)奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間 (3)奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで (4)奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間 (5)奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日 (6)奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間</p>	38	2	水害	1	1	目的	第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係 1 目的 2 防災の日及び防災週間
				地震	1	1	目的	第6 奈良県地域防災活動推進条例との関係 1 目的 2 防災の日及び防災週間
		<p>県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。</p>	39	118	水害	2	5	防災教育計画
				地震	2	6	防災教育計画	第5 災害教訓の伝承
2 奈良県国土強靱化地域計画による計画的実施	<p>第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係</p> <p>県は、強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づき、奈良県国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。</p> <p>1 奈良県国土強靱化地域計画 国土強靱化地域計画は、本県地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を目的に以下の考え方に基づき策定した。</p> <p>(1)奈良県の目指す姿 「災害に日本一強い奈良県」を目指す (主な目標値:災害による死者ゼロを目指す)</p> <p>(2)基本目標 1:人命を守る 2:県民の生活を守る 3:迅速な復旧・復興を可能にする</p> <p>(3)KPI(重要業績評価指標)88項目の設定 (4)「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」18項目に対して脆弱性を評価し、「回避するために必要な取組」を検討 (5)平成28年度から32年度の5年間の計画とし、原則5年ごとに見直す</p> <p>2 国土強靱化アクションプラン 国土強靱化地域計画の着実な推進のため、具体的な事業をまとめたアクションプランを毎年度策定する。地域防災計画の実施計画としての意味も併せ持つものとする。</p>	40	3	水害	1	1	目的	第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係
				地震	1	1	目的	第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係
3 一斉安全確保訓練(シェイクアウト訓練)の実施	<p>(3)地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練 県は、従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練を実施する。</p>	41	605	地震	2	7	防災訓練計画	第2 県・市町村が実施する訓練 2 県
4 通信体制の整備	防災行政通信ネットワークの整備	42	165	水害	2	18	通信体制の整備計画	第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政無線設備
				地震	2	24	通信体制の整備計画	第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政無線設備
	43	366	水害	3	9	通信運用計画	第1 通信手段 1 県防災行政通信ネットワーク	
			地震	3	10	通信運用計画	第1 通信手段 1 県防災行政通信ネットワーク	
Lアラートによる発信	44	167	水害	2	18	通信体制の整備計画	第9 Lアラート(旧称:公共情報コモンズ)	
			地震	2	24	通信体制の整備計画	第9 Lアラート(旧称:公共情報コモンズ)	

項目		修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				項目名	
				資料 頁数	編 章	節	節名		
4 通信体制の整備	多様な手段を複合的に活用	発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段の確保に努める。 その際は、高齢者、障害者等への配慮が必要である。 <u>1 テレビ放送(ケーブルテレビ含む)</u> <u>2 ラジオ放送(コミュニティFM含む)</u> <u>3 市町村防災行政無線(同報系)(屋外拡声器、戸別受信機)</u> <u>4 IP告知システム</u> <u>5 緊急速報メール</u> <u>6 ツイッター等のSNS</u> <u>7 広報車、消防団による広報</u> <u>8 電話、FAX、登録制メール</u> <u>9 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ</u>	④⑤	103	水害	2	1	避難行動計画	第7 住民への情報伝達手段の確保
					地震	2	1	避難行動計画	第6 情報伝達手段の確保
5 災害時拠点強靱化緊急促進事業の追記		<u>(5)災害時拠点強靱化緊急促進事業</u> <u>南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。</u>	④⑥	131	水害	2	11	まちの防災構造の強化計画	第3 災害に備えた取組 3 災害に強いまちづくり施策
					地震	2	12	まちの防災構造の強化計画	第3 災害に備えた取組 3 災害に強いまちづくり施策
6 大規模盛土造成地マップの作成		また、大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。 <u>引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取り組む。</u>	④⑦	615	地震	2	19	地盤災害予防計画	第4 宅地の安全性の向上 1 宅地の安全性
7 地震防災緊急事業五箇年計画の更新		第21節 第五次地震防災緊急事業五箇年計画 地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第五次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。 第1 計画の概要 1 計画年度 平成28～32年度	④⑧	617	地震	2	21	第五次地震防災緊急事業五箇年計画	第1 計画の概要 第2 対象事業及び事業費等
8 孤立集落へのヘリによる対策		災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。 県は、 <u>孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。</u>	④⑨	169	水害	2	19	孤立集落対策	第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担 3 県
					地震	2	25	孤立集落対策	第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担 3 県
9 土砂災害防災対策の推進	基礎調査	また、平成27年1月に改正・施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行う。 <u>土砂災害から住民の生命を守るために、基礎調査の調査結果を速やかに公表した後、土砂災害警戒区域等を指定することにより、危険な区域を地域の住民に周知することで、警戒避難体制の整備促進を図る。</u>	⑤⑩	190	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県
	土砂災害警戒区域等の指定	<u>(1)土砂災害発生のおそれのある場所の周知</u> <u>土砂災害のおそれのある区域において警戒避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためにも、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。</u> <u>また、土砂災害警戒区域等が未指定の地域においても、基礎調査が完了している地域については、基礎調査の結果を公表し、県のホームページや土木事務所、市町村の役場などで、土砂災害警戒区域に相当する区域を閲覧することができるよう、土砂災害発生のおそれのある場所の周知を行う。そのため県は、市町村に基礎調査の調査結果及び当該区域が土砂災害警戒区域等に指定された際のデータ提供を行う。</u>	⑤⑪	190	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県
	地域防災マップ	<u>(3)地域防災マップづくり</u> <u>県は平成27年2月に作成した「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」及び「土砂災害地域防災マップづくり事例集」を活用し、自主防災組織や住民が地域に特化した防災マップ作成の主体となり、その作成過程での防災に関する「気づき」や「きっかけ」の発見を促す『地域防災マップづくり』のワークショップを県内全域へ展開すること等で、市町村の警戒避難体制の整備を支援する。</u>	⑤⑫	191	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 1 県

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				項目名	
			資料 頁数	編 章	節	節名		
9 土砂災害防災対策の 推進	市町村地域防災計画	53	191	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 2 市町村
	深層崩壊のメカニズムに関する調査・研究の推進						54	194
10 耐震性の向上	「防災重点ため池」の整備の支援	55	198	水害	2	38	ため池災害予防計画	第2 計画方針 1 ため池等防災対策推進事業の実施
							地震	2
	(参考)修正済項目 住宅の耐震化	56	607 610	地震	2	13	建築物等災害予防計画	第3 民間建築物の耐震性の確保 3 木造住宅の耐震診断・改修の促進
	(参考)修正済項目 防災拠点等の耐震化	57	607	地震	2	13	建築物等災害予防計画	第1 県有建築物の耐震性の確保
	610						地震	2
	(参考)修正済項目 道路・橋梁の耐震化	58	132	水害	2	12	災害に強い道づくり	
							地震	2

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				項目名	
			資料 頁数	編 章	節	節名		
11 避難勧告等の発令及び土砂災害警戒情報の活用	<p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。</p> <p>県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>災害の種類によって以下の事項に留意する。</p> <p>(1)水害 被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。</p> <p>(2)土砂災害 受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。</p>	59	302	水害	3	1	避難行動計画	第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令
12 緊急消防援助隊への応援要請等の改善	<p>(2)消防庁長官への応援要請 知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき(死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大が見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときを含む。)は速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。 知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。 緊急消防援助隊の応援に関する知事の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行うものとする。</p> <p>① 直ちに、電話(災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。 ② 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。 ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要となる隊の種類・規模等を把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する(報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能)。 また、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う際は、同時に緊急消防援助隊の応援の必要性についても検討するものとする。</p> <p>2 消防応援活動調整本部の設置 緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう消防応援活動調整本部を設置する。 なお、消防応援活動調整本部は、災害発生時、県及び実働関係機関が定期的な会議の開催等による情報共有や次に掲げる事項の調整を図れるよう奈良県災害対策本部と近接した場所に設置するものとする。</p> <p>(1)進出拠点及び進出経路の確保、当該拠点への連絡員の派遣等、緊急消防援助隊の円滑な受入れに関すること (2)救助活動拠点、宿営場所、その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること (3)緊急消防援助隊等の実働関係機関の活動に必要な情報提供に関すること (4)燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること (5)実働関係機関共通の活動方針、かつ同時の安全基準、トリアージ基準等の調整に関すること (6)救急・地域医療搬送における搬送手段・搬送先の調整に関すること (7)県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援に関すること</p>	60	374	水害	3	12	受援体制の整備(県内で災害発生の場合)	第2 緊急消防援助隊の応援要請計画 1 応援要請 2 消防応援活動調整本部の設置
		地震	3	13	受援体制の整備(県内で災害発生の場合)	第2 緊急消防援助隊の応援要請計画 1 応援要請 2 消防応援活動調整本部の設置		
13 長期避難世帯の認定及び支援	<p>5 長期避難世帯</p> <p>(1)認定 県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。</p> <p>(2)公示 県は、長期避難世帯の認定をしたとき、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。</p> <p>① 長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名 ② 長期避難世帯となった日 ③ 公示を行う日 ④ その他必要な事項</p> <p>(3)解除 県は、長期避難世帯として認定後、避難勧告等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあっては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。 ただし、避難勧告等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。 また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。</p>	61	504	水害	4	2	被災者の生活の確保	第2 被災者生活再建支援法 5 長期避難世帯
		地震	4	2	被災者の生活の確保	第2 被災者生活再建支援法 5 長期避難世帯		
14 関西広域連合への加入	<p>関西広域連合が実施する広域応援訓練にも、構成県として参加する。</p>	62	122	水害	2	6	防災訓練計画	第4 他府県等への合同訓練
		地震	2	7	防災訓練計画	第4 他府県等への合同訓練		
		63	368	水害	3	11	支援体制の整備	第1 被災地への人的支援
地震	3	12	支援体制の整備	第1 被災地への人的支援				

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				項目名	
			資料 頁数	編 章	節	節名		
15 保健医療活動体制の整備	<p>1 市町村 (1)市町村は、地区医師会等の医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。</p> <p>2 県 (1)県は、災害拠点病院等(DMAT指定病院、市町村立病院等)及び医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。</p> <p>(4)保健医療活動体制の整備のため、災害医療コーディネーターの設置等を含めた体制整備を行う。</p> <p>(5)災害時の患者及び傷病者の搬送体制を確立するため、災害拠点病院等及び県病院協会等と、後方医療体制の整備に向けた調整を図る。</p> <p>(6)県内医療機関との連絡体制の構築については、第2で示すところによる。</p> <p>(7)保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策部内の訓練を行う。</p>	64	173	水害	2	22	保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備
				地震	2	28	保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備
16 DMAT(災害緊急医療チーム)の整備	<p>4 DMAT(災害緊急医療チーム)の整備</p> <p>(3)県は、DMAT及び関係機関が連携した研修・訓練等を行うとともに、奈良県DMATコーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。</p> <p>(4)災害拠点病院・DMAT指定病院は院内災害対応マニュアルに他府県DMATの受入にかかる受援計画の整備を図る。</p>	65	174	水害	2	22	保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備
				地震	2	28	保健医療計画	第1 保健医療活動体制の整備
17 奈良県ドクターヘリの活用	<p>1 広域搬送体制の構築</p> <p>(1)被災地域外の災害拠点病院等の医療機関や、県外へ重傷患者を搬送するため、奈良県ドクターヘリの活用を図る。また、関西広域連合(大阪大学医学部附属病院)及び和歌山県(和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターヘリとの連携体制を確立するとともに、県防災ヘリの活用を図る。</p>	66	175	水害	2	22	保健医療計画	第3 広域医療体制の確立
				地震	2	28	保健医療計画	第3 広域医療体制の確立
18 災害廃棄物対策本部の設置	<p>県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画(平成28年3月)に基づき、景観・環境局長を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。</p>	67	442	水害	3	25	廃棄物の処理及び清掃計画	第5 災害廃棄物対策本部の設置
				地震	3	31	廃棄物の処理及び清掃計画	第5 災害廃棄物対策本部の設置
19 災害廃棄物処理緊急支援要員の派遣	<p>県は、平常時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。</p> <p>(1)緊急支援要員は、大規模災害発生により県に災害廃棄物対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めるときには、原則として、速やかに県庁廃棄物対策課に参集する。</p> <p>(2)緊急支援要員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村において活動するものとする。ただし、市町村の被災状況に応じてその期間を延長もしくは短縮することがある。</p> <p>(3)緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。</p> <p>①災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集</p> <p>②市町村が実施する災害廃棄物処理への支援</p> <p>(仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等)</p>	68	443	水害	3	25	廃棄物の処理及び清掃計画	第6 市町村への緊急支援要員の派遣(災害廃棄物処理緊急支援要員)
				地震	3	31	廃棄物の処理及び清掃計画	第6 市町村への緊急支援要員の派遣(災害廃棄物処理緊急支援要員)
20 水害防止対策	<p>奈良盆地を流れる大和川は放射状に河川が集まり、狭窄部の亀の瀬を抜け、大阪に流れる。支川が合流する地域で多くの浸水被害が発生しており、市街地が多い奈良盆地では、河川改修や遊水地整備などの治水対策だけでは、洪水を防ぐことが困難であり、昭和58年に国・県・流域24市町村からなる大和川流域総合治水対策協議会を設立し、流域全体で水害に強いまちづくりを行う大和川流域総合治水対策に取り組んでいる。また、近年の新たな課題に対応するため、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定し、総合治水対策の一層の強化を図っていく。</p> <p>浸水のおそれのある地域の市街化を抑制するため、10年に1回程度の降雨により50cm以上の浸水が想定される地区を市街化編入抑制区域として指定し、原則として新たに市街化区域に編入しないこととする。</p>	69	184	水害	2	28	総合的な水害防止対策	第2 大和川水系対策
			70	184	水害	2	28	総合的な水害防止対策
21 ダムの管理・運用	<p>奈良県は、水系全体の治水安全度向上のため、大滝ダム放流可能量を最終的に2,500m³/sまで増加させることができるように下流の河川整備を進める。流下能力の小さい工区から順に河川改修を進め、段階的に大滝ダム放流可能量を増加させていくことができるように、ダム管理者である近畿地方整備局と連携を図る。</p>	71	187	水害	2	29	ダムの管理・運用	第3 適切なダム治水操作の検討 1 大滝ダムのより効果的な操作の検討(紀の川水系)
22 要配慮者対策の促進	<p>(3)災害時要援護者への支援</p> <p>平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の災害時要援護者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。それらについて、県や市町村の関係部局は連携して支援を行う。</p>	72	192	水害	2	32	総合的な土砂災害防止対策	第2 土砂災害に関するソフト施策 2 市町村

項目	修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				項目名		
			資料 頁数	編 章	節	節名			
23 指定緊急避難場所の周知	指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。 県は、市町村の指定緊急避難場所整備について、その取組を支援する。	73	102	水害	2	1	避難行動計画	第3 指定緊急避難場所の指定 5 留意事項	
				地震	2	1	避難行動計画	第3 指定緊急避難場所の指定 5 留意事項	
24 緊急輸送道路の整備	緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の2つに区分し、表2_3のとおり指定する。 (1)第1次緊急輸送道路 ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路(京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号など) ② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路(中和幹線、国道169号など) ③ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路(国道309号、国道310号など) ④ 災害拠点病院にアクセスする道路(石木城線、枚方大和郡山線など)	74	135	水害	2	13	緊急輸送道路の整備計画	第1 緊急輸送道路の指定 1 緊急輸送道路の機能区分	
				地震	2	15	緊急輸送道路の整備計画	第1 緊急輸送道路の指定 1 緊急輸送道路の機能区分	
	緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画(平成28年度～平成32年度)により整備計画を定め、逐次整備を進める。	75	135	水害	2	13	緊急輸送道路の整備計画	第2 緊急輸送道路の整備 1 緊急輸送道路の整備方針	
				地震	2	15	緊急輸送道路の整備計画	第2 緊急輸送道路の整備 1 緊急輸送道路の整備方針	
25 実動機関リエゾンとの連携	円滑かつ効果的に消火、救急・救助活動を行うため、各実動部隊のリエゾンと県が連携し、救助・救急、消火活動等に資する情報の共有及び分担地域・業務の調整を行う。	76	381	水害	3	12	受援体制の整備	第5 実動機関リエゾンとの連携	
				地震	3	13	受援体制の整備	第5 実動機関リエゾンとの連携	
26 奈良県災害対策本部 事務分掌	別添 参考資料2 奈良県地域防災計画(抜粋) 320～332ページ参照	77	321	水害	3	5	活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等 2 分担事務 奈良県災害対策本部 事務分掌	
				地震	3	6	活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等 2 分担事務 奈良県災害対策本部 事務分掌	
27 地域における県職員等の活動	1 県の育成強化対策 県は、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (1)県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言 (2)市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請 (3)自主防災組織のリーダー養成のための研修会を実施 (4)自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣 (5)自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援 (6)自主防災組織同士の連携の促進 (7)自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (8)優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 等 (9)損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等	78	124	水害	2	7	自主防災組織の育成に関する計画	第3 育成強化対策	
				地震	2	8	自主防災組織の育成に関する計画	第3 育成強化対策	
	奈良県災害対策本部事務分掌内の、本部事務局編成に新たに「地域防災支援班」を設け、所掌事務として「地域防災支援担当者の派遣・調整に関すること」を記載。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※参考 ・災害時に、県職員あるいは県職員OBが居住地区と市役所や県庁の連絡員となり活動することを検討。</p> <p>(新中町防災会 羽生委員からの防災会議幹事会終了後の照会による意見) ・当防災会は平成17年の設立時から今日まで、高い防災意識を維持しつつ活動を続けています。例えば、犬の散歩をきっかけにパトロール隊を結成したり、趣味のサークル活動等、日頃の地域コミュニティーで女性層にネットワークを広げ、防災活動の共感層を拡大してきました。地域在住の県職員の働きによることも大きく、彼の情報や知識、活動の企画力等で、県内でもモデル的な自主防災活動を展開できたと思います。災害時だけでなく普段から県職員等が地域の共助のサポート役や推進役、市町村や県との連絡役を担う仕組みがあると、災害時の初期活動に大きく反映されると思います。そしてそれが県内各地へと波及されればと思います。</p> </div>	79	322	水害	3	5	活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等
					地震	3	6	活動体制計画	第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等